

## 鶴田町条件付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）について実施する条件付き一般競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「条件付き一般競争入札」とは、町が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により、契約毎に必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札をいう。

(対象工事)

第3条 条件付き一般競争入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、災害その他の理由により緊急を要する工事についてはこの限りでない。

- (1) 設計金額が60,000,000円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額が60,000,000円以上の建築一式工事
- (3) 設計金額が60,000,000円以上の電気工事
- (4) 設計金額が60,000,000円以上の管工事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める建設工事

(入札参加資格)

第4条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 鶴田町財務規則（昭和40年鶴田町規則第1号。以下「財務規則」という。）第113条の規定により一般競争入札に参加させない者でないこと。
- (3) 鶴田町建設工事の指名競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成6年鶴田町規則第12号）第8条に規定する鶴田町建設業者等級名簿において、対象工事毎に定める業種に登録がある者であり、かつ、級別の格付がある業種の場合にあっては、当該等級の者であること。
- (4) 鶴田町建設業者等指名停止要綱（平成22年鶴田町告示第16号。以下

「指名停止要綱」という。)に基づく指名停止の措置を、鶴田町条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)の提出期限の日において受けていないこと。

- (5) 対象工事毎に定める基準を満たす主任技術者、監理技術者、照査技術者等を配置できること。
- (6) 対象工事に対応する業種について法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

2 町長は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項のうち必要と認めるものを入札参加資格として定めることができる。

- (1) 事業所の所在地に関する事項
- (2) 建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第21条の4に規定する通知書(以下「総合評定値通知書」という。)の総合評定値に関する事項
- (3) 同種又は類似の建設工事等の履行実績に関する事項
- (4) 共同企業体の構成員及び結成に関する事項
- (5) その他必要があると認めた事項

(公告)

第5条 町長は、対象工事を条件付き一般競争入札に付そうとするときは、入札日から起算して少なくとも17日前までに政令第167条の6第1項の規定による公告(以下「公告」という。)を行い、その周知を図るものとする。

(入札参加資格審査申請)

第6条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、申請書に次の各号に掲げる書類のうち町長が指定するものを添えて当該公告で指定する期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 総合評定値通知書の写し
- (2) 配置予定技術者調書(第2号様式)

- (3) 施工実績調書（第3号様式）
- (4) その他町長が必要と認める書類  
（入札参加資格の審査）

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を審査し、その結果を鶴田町条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その決定に不服があるときは、町長が定める期限までに書面により不服申立てができるものとする。
- 3 町長は、前項の規定による不服申立てに対しては、書面により速やかに回答するものとする。
- 4 町長は、不服申立てをした者に入札参加資格があると認める場合においては、第1項の通知を取り消し、当該入札に参加させるものとする。

（入札参加資格の喪失）

第8条 町長は、前条第1項又は第4項の規定により条件付き一般競争入札に参加できることとなった者（以下「入札参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 第4条に規定する入札参加資格の要件を欠いたとき。
- (2) 指名停止要綱に基づく指名停止の措置を受けたとき。
- (3) 第6条の申請書又はその他添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか条件付き一般競争入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

（事業協同組合の取扱い）

第9条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合が条件付き一般競争入札に参加しようとする場合は、その組合員は、当該同一の入札に参加することはできない。

（設計図書）

第10条 対象工事の設計図書等は、必要に応じ、閲覧、貸出、配付のいずれかの方法により供覧するものとする。

2 町長は、前項の供覧に代えて、設計図書等の販売を行うことができる。

(質疑応答)

第11条 設計図書等に関して質疑がある者は、提出期限日までに質疑応答書(第5号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の質疑があったときは、回答期限日までに回答するものとする。

(入札の執行)

第12条 条件付き一般競争入札は、鶴田町建設工事予定価格事前公表事務取扱要綱(平成29年鶴田町告示第10号)、鶴田町建設工事最低制限価格制度要綱(平成29年鶴田町告示第11号)及び鶴田町郵便入札実施要綱(平成29年鶴田町告示第12号)に基づき施行するものとする。

2 対象工事の入札に参加する者は、入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

(その他)

第13条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この要綱に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。